

## 第 63 回信託研究会 議事要録

日時：2023 年 3 月 25 日（土）10 時～12 時

場所：金沢星稜大学 大屋研究室（Zoom 併用）

出席者：今井、黒田、高橋、大屋（議事録作成者）。以下、敬称略

### ◆検討事項

#### 1. 今後の研究テーマについて

##### （1）これまでの成果のまとめ

- ・金沢星稜大学経済学部論集第 53 巻第 1 号（2019 年 9 月）「信託を用いた医療法人の事業承継の検討」
- ・金沢星稜大学経済学部論集第 54 巻第 2 号（2021 年 3 月）「信託を用いた特許権移転スキームの課税問題の検討」
- ・金沢星稜大学経済学部論集第 56 巻第 1 号（2022 年 9 月）「信託移転課税の考察－信託財産管理に関する国際比較の観点から－」

##### （2）奨励金応募時の研究テーマ

本研究のテーマは、「信託移転課税の国際比較研究」である。

本研究では、信託という制度における信託財産の移転効果を再検討し、特に第三者対抗要件を必要とする財産としての不動産に焦点をあて、不動産の信託移転に伴う課税関係を検証する。まず、わが国の信託制度における信託財産移転の概要を整理し、信託機能における意義を確認する。次に、我が国だけではなく海外の信託制度における信託財産の範囲、不動産の移転実務・法務を確認し、不動産を移転するときの法律関係を整理する。

以上の内容を踏まえ、最後に信託制度における信託財産移転の意義を再検討し、移転による課税関係が信託移転の意義とどのように整合性が取れているのかについて検証する。

当職はこれまでの研究において、わが国の様々な場面での信託利用の可能性を検討し、その課税関係を整理してきたが、現実的な課税関係を検討するにあたり、これまであまり議論がなされてこなかった国際的信託における課税関係の具体的検討を行うことで、具体的・現実的な信託課税問題に関する研究を行いたかったからである。

今回の研究では、比較対象とする他国として、アメリカ、中国、台湾を選定した。選定理由としては、これまでにおいて信託未開の地である台湾、及び信託税制研究が進んでいない中国を選定し、信託税制の状況を確認し、わが国との制度比較により税制を再考してみたいという意図がある。アメリカについては、信託課税研究は多くなされてきたところではあるが、比較法的観点からの研究は少ないため、比較対象として選定した。

##### （3）最近の議論項目

- ・信託移転に関する法務、税務（日本、中国、台湾、アメリカ）

不動産移転登記、移転にまつわる課税関係を中心として

#### (4) 研究方法の確認

- ・国際比較によるわが国制度への指摘、提言
- ・法務、税務における疑問解消
- ・新たな信託の可能性の検討（課税関係を含む）

## 2. テーマ提案（大屋）

慈善信託（チャリタブルトラスト・Charitable Trust）の活用と課税関係

（研究内容及び計画）

- ①チャリタブルトラストの利用法
- ②各国の法制度
- ③チャリタブルトラストの利用方法の検討
- ④チャリタブルトラストの課税関係
- ⑤法制度、課税関係の問題、課題のあぶり出し
- ⑥課題に関する検証、指摘や提言の検討

## 3. 今後の研究スケジュールについて（大屋）

チャリタブルトラストのスキーム確認、整理（黒田）

アメリカ、台湾、中国、日本におけるチャリタブルトラストの定義や制度の確認（今井、高橋、大屋）

次回は、2023年4月22日（土）10時より金沢星稜大学大屋研究室

ホームページ：<http://shintaku-k.opal.ne.jp/>